

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年4月14日
【発行者名】	株式会社パリミキアセットマネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役 富田 秀夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目8番4号 泰明ビル2階
【事務連絡者氏名】	渡辺 友子
【電話番号】	03-6682-2868
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	パリミキ・ファミリーオフィス・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月12日付で提出した有価証券届出書において更新すべき事項があり、記載事項を更新するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正します。なお<訂正前>、<訂正後>の下線部____は、変更部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

<ファンドの基本的性格>

一般社団法人投資信託協会による商品分類、及び属性区分は以下の通りです。

(中略)

属性区分の定義（表の網掛け部分）

(中略)

商品分類・属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<訂正後>

(前略)

<ファンドの基本的性格>

一般社団法人資産運用業協会による商品分類、及び属性区分は以下の通りです。

(中略)

属性区分の定義（表の網掛け部分）

(中略)

商品分類・属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照下さい。

(後略)

2【投資方針】

<訂正前>

(前略)

(2)【投資対象】

親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

(中略)

有価証券及び金融商品運用の指図範囲等

(中略)

5) 親投資信託の組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

6) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

(中略)

(参考) 親投資信託の概要

(中略)

(2) 投資対象

親投資信託は、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・ SBI小型成長株ファンド ジェイクル (適格機関投資家専用)
- ・ SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン (適格機関投資家専用)
- ・ SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用)
- ・ コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
- ・ コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)
- ・ ピクテ・ゴールド 為替ヘッジ付き (スイス籍オープンエンド型投資信託)
- ・ コムジェスト世界株式ファンド (適格機関投資家限定)
- ・ エピックUCITS - ネクスト・ジェネレーション・グローバル・ボンド・ファンドUI (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ ストーンヘイジ・フレミング グローバル・ベスト・アイディア・エクイティ・ファンド (アイルランド籍オープンエンド型投資信託)
- ・ モーラント・ライト・フジ・イールド・ファンド (アイルランド籍オープンエンド型投資信託)
- ・ 2Xideas UCITS-グローバル・ミッドキャップ・ライブラリー・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ コンウェーブ・トランジション・メタル・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ トリゴン・ニュー・ヨーロッパ・ファンド クラスD (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ メムノン・ファンド - メムノン・ヨーロッパ・ファンド (ルクセンブルグ籍オープン

ンエンド型投資信託)

- ・ シンプレクス中計ファンド(ロング)(適格機関投資家専用)
- ・ ニッポン・グロース(UCITS)ファンド(アイルランド籍オープンエンド型投資信託)
- ・ ルーメン・ベトナム・ファンド(リヒテンシュタイン籍オープンエンド型投資信託)
- ・ チカラ・インディアン・サブコンティネント・ファンド(アイルランド籍オープンエンド型投資信託)
- ・ コンウェーブ・ゴールド・エクイティ・ファンド(ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ トリゴン・ニュー・ヨーロッパ・ファンド クラスC(ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)

(中略)

(3) 投資制限

(中略)

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーが
ルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信
託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債
券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に
対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超え
ることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となる
よう調整を行います。

2【投資方針】

<訂正後>

(前略)

(2)【投資対象】

親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

(中略)

有価証券及び金融商品運用の指図範囲等

(中略)

- 5) 親投資信託の組入投資信託証券が、一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエク
スポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への
実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債
券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に
対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超え
ることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよ
う調整を行います。

(中略)

(参考) 親投資信託の概要

(中略)

(2) 投資対象

親投資信託は、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・ SBI小型成長株ファンド ジェイクル (適格機関投資家専用)
- ・ SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン (適格機関投資家専用)
- ・ SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用)
- ・ コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
- ・ コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)
- ・ ピクテ・ゴールド 為替ヘッジ付き (スイス籍オープンエンド型投資信託)
- ・ コムジェスト世界株式ファンド (適格機関投資家限定)
- ・ エピックUCITS - ネクスト・ジェネレーション・グローバル・ボンド・ファンドUI
(ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ ストーンヘイジ・フレミング グローバル・ベスト・アイディア・エクイティ・ファンド
(アイルランド籍オープンエンド型投資信託)
- ・ モーラント・ライト・フジ・イールド・ファンド (アイルランド籍オープンエンド型投資信託)
- ・ 2Xideas UCITS-グローバル・ミッドキャップ・ライブラリー・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ コンウェーブ・トランジション・メタル・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ トリゴン・ニュー・ヨーロッパ・ファンド クラスD (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ メムノン・ファンド - メムノン・ヨーロッパ・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ シンプレクス中計ファンド (ロング) (適格機関投資家専用)
- ・ ニッポン・グロース (UCITS) ファンド (アイルランド籍オープンエンド型投資信託)
- ・ ルーメン・ベトナム・ファンド (リヒテンシュタイン籍オープンエンド型投資信託)
- ・ チカラ・インディアン・サブコンティネント・ファンド (アイルランド籍オープンエンド型投資信託)
- ・ コンウェーブ・ゴールド・エクイティ・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ トリゴン・ニュー・ヨーロッパ・ファンド クラスC (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ iMGP - トリニティ・ストリート・グローバル・エクイティ・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
- ・ ポリマー日本株式アクティブファンド (適格機関投資家専用)

(中略)

(3) 投資制限

(中略)

組入投資信託証券が、一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

- ・以下に記載された「指定投資信託証券の概要」はすべて「親投資信託の指定投資信託証券の概要」とします。

<訂正前>

<親投資信託の指定投資信託証券の概要>

種類・項目	SBI小型成長株ファンド ジェイクル(適格機関投資家専用)
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。)上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>
投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	

信託報酬	純資産総額に対して年率1.166% (税抜: 1.06%) (委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%) (税抜: 委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%) 委託会社の報酬には、投資顧問(助言)会社への支払報酬を含みます。
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。

その他

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月22日(休業日の場合は翌営業日)

< 訂正後 >

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	SBI小型成長株ファンド ジェイクル（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>
投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%）</p> <p>（委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%）</p> <p>（税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%）</p> <p>委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。</p>
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません

その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 一般社団法人 資産運用業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月22日(休業日の場合は翌営業日)

< 訂正前 >

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>
投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%）</p> <p>（委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%）</p> <p>（税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%）</p> <p>委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。</p>
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません

その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年1月22日(休業日の場合は翌営業日)

<訂正後>

<親投資信託の指定投資信託証券の概要>

種類・項目	SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>
投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%）</p> <p>（委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%）</p> <p>（税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%）</p> <p>委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。</p>
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません

その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 一般社団法人 資産運用業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年1月22日(休業日の場合は翌営業日)

< 訂正前 >

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	S B I 中小型割安成長株ファンド ジェイリパイプ（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>
投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%）</p> <p>（委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%）</p> <p>（税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%）</p> <p>委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。</p>
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません

その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 一般社団法人 投資信託協会加入 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年1月22日(休業日の場合は翌営業日)

< 訂正後 >

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	S B I 中小型割安成長株ファンド ジェイリパイプ（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>但し、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。</p>
投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合に制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
収益分配時期及び方法	毎決算期に、配当等収益とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とし、収益分配方針に基づいて分配します。
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率1.166%（税抜：1.06%）</p> <p>（委託会社1.10%、販売会社0.011%、受託会社0.055%）</p> <p>（税抜：委託会社1.0%、販売会社0.01%、受託会社0.05%）</p> <p>委託会社の報酬には、投資顧問（助言）会社への支払報酬を含みます。</p>
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません

その他の費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。
その他	
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 一般社団法人 資産運用業協会加入
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年1月22日(休業日の場合は翌営業日)

< 訂正前 >

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付を行いません。</p>
主な投資対象	<p>ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドに係る費用	

信託報酬	年率0.90%(税抜き) <委託会社>年0.57%、<販売会社>年0.28%、<受託会社>年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

<訂正後>

<親投資信託の指定投資信託証券の概要>

種類・項目	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付を行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドに係る費用	

信託報酬	年率0.90%(税抜き) <委託会社>年0.57%、<販売会社>年0.28%、<受託会社>年0.05%
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

< 訂正前 >

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付は行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>年率0.95%（税抜き）</p> <p>< 委託会社 > 年0.60%、< 販売会社 > 年0.3%、< 受託会社 > 年0.05%</p>

販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

<訂正後>

<親投資信託の指定投資信託証券の概要>

種類・項目	コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付は行いません。</p>
主な投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配時期及び方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	<p>年率0.95%（税抜き）</p> <p><委託会社>年0.60%、<販売会社>年0.3%、<受託会社>年0.05%</p>

販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	なし
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日

(中略)

<訂正前>

<親投資信託の指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信 / 内外 / 株式 / 適格機関投資家限定
ファンド名	コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
設定日	2020年2月13日
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日
償還条項	委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
クローズド期間	なし
当初設定額	100億円を上限とします。
追加信託限度額	1,000億円を限度とします。
投資対象	コムジェスト世界株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に世界中の企業が発行する株式等の運用指図権限を委託している親投資信託受益証券への投資を通して、主としてわが国および新興国を含む世界中の企業が発行する上場株式等に投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付を行いません。</p> <p>ただし、資金動向・市況動向等の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

収益分配時期および分配方法	<p>毎決算時(原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	<p>総額：0.88%(消費税抜き)</p> <p>配分(税抜)：</p> <p><委託会社>年0.57%、<販売会社>年0.28%、<受託会社>年0.03%</p>
申込方法	原則として販売会社にて受付けます。
申込期間	<p>当初申込期間：2020年2月12日から2020年2月12日</p> <p>継続申込期間：2020年2月13日以降</p>
申込単位・価格	<p>当初申込期間中の販売価額は、1口=1円とします。</p> <p>継続申込期間中の販売価額は買付申込日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>最低投資単位は、10,000円以上1円単位とします。</p> <p>買付代金の受渡しは原則として申込日から起算して3営業日目とします。</p> <p>午後3時までに申込みを受付けたものをその日の申込分とします。ただし、ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行およびダブリンの銀行の休業日には、受付けは行いません。</p>
販売手数料	なし
一部解約について	<p>原則として販売会社にて受付けます。</p> <p>1口を最低単位として、販売会社が定めるものとします。</p> <p>申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>午後3時までに申込を受付けたものをその日の申込分とします。ただし、ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行およびダブリンの休業日には、受付けは行いません。</p> <p>当ファンドは買取りを行いません。</p> <p>一部解約金の受渡しは原則として申込日から起算して6営業日目とします。</p>
信託財産留保金	なし
運用報告書	作成しません。
ファンド監査	あり
販売会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託銀行	野村信託銀行株式会社

<訂正後>

<親投資信託の指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信 / 内外 / 株式 / 適格機関投資家限定
ファンド名	コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
設定日	2020年2月13日
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日
償還条項	委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
クローズド期間	なし
当初設定額	100億円を上限とします。
追加信託限度額	1,000億円を限度とします。
投資対象	コムジェスト世界株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に世界中の企業が発行する株式等の運用指図権限を委託している親投資信託受益証券への投資を通して、主としてわが国および新興国を含む世界中の企業が発行する上場株式等に投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付を行いません。</p> <p>ただし、資金動向・市況動向等の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人資産運用業協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

収益分配時期および分配方法	<p>毎決算時(原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	<p>総額：0.88%(消費税抜き)</p> <p>配分(税抜)：</p> <p><委託会社>年0.57%、<販売会社>年0.28%、<受託会社>年0.03%</p>
申込方法	原則として販売会社にて受付けます。
申込期間	<p>当初申込期間：2020年2月12日から2020年2月12日</p> <p>継続申込期間：2020年2月13日以降</p>
申込単位・価格	<p>当初申込期間中の販売価額は、1口=1円とします。</p> <p>継続申込期間中の販売価額は買付申込日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>最低投資単位は、10,000円以上1円単位とします。</p> <p>買付代金の受渡しは原則として申込日から起算して3営業日目とします。</p> <p>午後3時までに申込みを受付けたものをその日の申込分とします。ただし、ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行およびダブリンの銀行の休業日には、受付けは行いません。</p>
販売手数料	なし
一部解約について	<p>原則として販売会社にて受付けます。</p> <p>1口を最低単位として、販売会社が定めるものとします。</p> <p>申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>午後3時までに申込を受付けたものをその日の申込分とします。ただし、ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行およびダブリンの休業日には、受付けは行いません。</p> <p>当ファンドは買取りを行いません。</p> <p>一部解約金の受渡しは原則として申込日から起算して6営業日目とします。</p>
信託財産留保金	なし
運用報告書	作成しません。
ファンド監査	あり
販売会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託銀行	野村信託銀行株式会社

(中略)

< 訂正前 >

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

商品分類	追加型投信/国内/株式
ファンド名	シンプレクス中計ファンド（ロング）（適格機関投資家専用）
設定日	2019年3月12日
運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
投資対象	シンプレクス中計マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主に、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、国内の上場株式において、中期経営計画を実施している銘柄を中心に投資を行います。信用取引による売建てを行うことがあります。株式の実質投資割合は原則として、信託財産の50%超を基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産の50%以下を基本とします。資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。株式への投資割合は制限を設けません。外貨建資産への投資は行いません。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益分配	毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、収益分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.144%（税抜1.04%） （税抜：委託会社 年1.00% 販売会社 年0.01% 受託会社 年0.03%）
パフォーマンス・フィー	11.00%（税抜10.00%）（ハイ・ウォーター・マーク方式）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	組入有価証券やデリバティブ取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。 信託の計理およびその付随する業務、法定書類の作成・交付に要する費用（これらの業務を外部に委託する場合も含みます。）、および信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。
その他	

委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第341号 加入協会：一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
信託期間	無期限
決算日	毎年8月5日

<訂正後>

<親投資信託の指定投資信託証券の概要>

商品分類	追加型投信/国内/株式
ファンド名	シンプルクス中計ファンド（ロング）（適格機関投資家専用）
設定日	2019年3月12日
運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
投資対象	シンプルクス中計マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	主に、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、国内の上場株式において、中期経営計画を実施している銘柄を中心に投資を行います。信用取引による売建てを行うことがあります。株式の実質投資割合は原則として、信託財産の50%超を基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産の50%以下を基本とします。資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。株式への投資割合は制限を設けません。外貨建資産への投資は行いません。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
収益分配	毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ・収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、収益分配対象額が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.144%（税抜1.04%） （税抜：委託会社 年1.00% 販売会社 年0.01% 受託会社 年0.03%）
パフォーマンス・フィー	11.00%（税抜10.00%）（ハイ・ウォーター・マーク方式）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	組入有価証券やデリバティブ取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。 信託の計理およびその付随する業務、法定書類の作成・交付に要する費用（これらの業務を外部に委託する場合も含まれます。）、および信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。
その他	

委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第341号 加入協会：一般社団法人 資産運用業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
信託期間	無期限
決算日	毎年8月5日

(中略)

原届出書の該当箇所に以下の内容を追加します。

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式
ファンド名	iMGP - トリニティ・ストリート・グローバル・エクイティ・ファンド (ルクセンブルグ籍オープンエンド型投資信託)
設定日	2025年1月29日
運用の基本方針	
基本方針	主に世界の株式および株式関連証券に投資することにより、投資家に長期的な資本成長を提供することを目的とする。
投資対象	世界各国の株式（主に中大型株だが小型株も含む）、株式関連証券（普通株、優先株、株式リンクノート、GDR（Global Depositary Receipts）、転換社債など）。
投資方針	ファンダメンタルなボトムアップ分析に基づき、経営陣の交代や新製品の投入、買収・売却など、市場で過小評価されている「認識されていない変化」を遂げている企業に集中投資を行う（通常20～35銘柄）。
収益分配	原則としてない（投資から生じる収益はすべて再投資（累積）される方針）
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率 0.72%（最大年率0.90%）
パフォーマンス・フィー	なし
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	1%程度
その他	
運用会社	iM Global Partner Asset Management S.A.
受託会社	CACEIS Bank, Luxembourg Branch
事務管理会社	CACEIS Bank, Luxembourg Branch
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

< 親投資信託の指定投資信託証券の概要 >

商品分類	追加型株式投信信託 / 国内 / 株式
ファンド名	ポリマー日本株式アクティブファンド（適格機関投資家専用）
設定日	2025年3月21日
運用の基本方針	
基本方針	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	ポリマー日本株式アクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<p>マザーファンドへの投資を通じて、下記のような運用を行います。</p> <p>主として国内の上場株式（上場予定を含む）に厳選投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>トップダウンアプローチで市場環境やマクロ・セミマクロを分析するとともにボトムアップアプローチで投資候補企業の選別を行います。その際、独自の着眼点による調査を業種や時価総額に縛られることなく実施し、投資を行います。</p> <p>マザーファンドの運用にあたっては、Polymer Capital Japan Limitedから日本株式にかかる調査・分析情報・組入銘柄等の助言を受けます。</p> <p>原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持し、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合には、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます）への投資は、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。</p>
収益分配	収益分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.10%(税抜1.00%)
パフォーマンス・フィー	<p>基準価額が判定基準値を上回った場合、超過分に対して11.00%（税抜10.00%）</p> <p>[判定基準値の計算]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定日は10,000円に(1+設定日のTOPIX(配当込み)の騰落率)を乗じた値とします。 ・設定日の翌営業日以降は 前営業日に成功報酬が計上された場合は、(前営業日の基準価額(成功報酬控除前) 成功報酬単価)に(1+当日のTOPIX(配当込み)の騰落率)を乗じた値とし、 前営業日に成功報酬が計上されなかった場合は、前営業日の判定基準値に(1+当日のTOPIX(配当込み)の騰落率)を乗じた値とします。 ・決算時に収益分配が行われた場合には、判定基準値は1万口あたり収益分配金額を控除したものに調整されます。
販売手数料	なし

信託財産留保金	解約請求受付日の基準価額の0.05% マザーファンドの信託財産留保額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額の0.05%
その他の費用	有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。 これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
その他	
委託会社	朝日ライフアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第301号
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号
信託期間	2025年3月21日から2035年3月20日まで
決算日	毎年2月24日、8月24日(休業日の場合は翌営業日)

(中略)

(5) 【投資制限】

<訂正前>

(前略)

親投資信託の組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

(5) 【投資制限】

<訂正後>

(前略)

親投資信託の組入投資信託証券が、一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

（中略）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<訂正前>

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券、及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
- b. 有価証券などの評価基準
信託財産に属する資産については、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<訂正後>

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券、及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
- b. 有価証券などの評価基準
信託財産に属する資産については、法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

以上